

【システム施行】

保 体 号 外
令和 4 年 1 2 月 9 日

県立学校長 殿

保健体育安全課長
(公 印 省 略)

県立学校における新型コロナウイルス感染症の感染予防対策について（通知）

このことについて、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を受け、別紙のとおり整理しましたので、引続き感染対策を十分に講じた上で、教育活動等を実施願います。

担 当：学校保健給食班 佐藤・松村
T E L：0 2 2 - 2 1 1 - 3 6 6 6
F A X：0 2 2 - 2 1 1 - 3 7 9 6
e-mail：hokenah@pref.miyagi.lg.jp

【別紙】

県立学校における新型コロナウイルス感染症の感染予防対策について（12月9日版）

1 教育活動の基本となる主な通知

（1）文部科学省通知等

- イ 令和4年4月8日保体号外 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」の改訂について（通知）
- ロ 令和4年4月8日保体号外 学校の衛生管理マニュアル（Ver.8）特に留意すべき改訂点に係る対応について（通知）
- ハ 令和4年11月29日保体号外 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について（通知）

（2）県教育委員会通知等

- 令和4年9月30日保体号外 県立学校での新型コロナウイルス感染症患者確認時の対応要領について（通知）

2 主な日常の感染症対策

（1）健康観察の徹底

- イ 毎朝や活動場面の切り替わり時における健康状態の確認。
- ロ 発熱及び体調不良が認められる際には、外出を控え、必ず自宅で健康観察させる。
地域の感染レベル2以上の場合は、同居者に未診断の発熱等の症状が見られる場合も、登校不可。

（2）場面に応じた適切なマスクの着脱

- イ 十分な身体的距離（目安2メートル）が確保できる場合は、マスクの着用は必要としない。屋内では会話がほとんどない場合以外はマスク着用を基本とする。
- ロ 気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は外す。
- ハ マスクのフィルターとしての性能は、不織布＞布＞ウレタンである。学校生活は不織布マスクを推奨する。
- ニ 上記の取り組みを保護者にも適宜情報提供する。

（3）手洗いの徹底

- 活動場面の切り替わりには、手洗い（手指消毒）を励行する。

（4）換気の徹底

- イ 常時換気に努める。（気候上困難な場合は、こまめに換気。暖房を使用している場合も同様。）
- ロ 二酸化炭素測定器等を用いて、換気状態を確認する。

（5）密集・密接の回避

- イ 特に活動場面の切り変わりでの対策を徹底する。
- ロ 休み時間や登下校時、部活動及びトレーニング中の密集・密接に注意する。
- ハ 指導場面、職員室、会議及び打合せ時の密集・密接に注意する。

（6）給食等の食事を摂る場面での対策

- 飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、大声での会話を控えるなどの対応を行う。

(7) 感染症対策を講じてもなおリスクの高い学習活動

グループワーク、実験・観察、合唱・管楽器演奏、共同制作・鑑賞、調理実習、密集・組み合
つての運動といった、生徒同士の近距離接触や発声等を伴うためリスクの高い学習活動について
は、地域の感染状況を踏まえて実施を検討する。

(8) 部活動時の感染予防の徹底 ※上記(1)～(7)の徹底を踏まえて

イ 感染リスク回避の工夫を行う。

ロ 運動時は身体へのリスクを考慮し、マスクの着用は必要ない。特に呼気が激しくなる運動を行
う際や、気温・湿度及び暑さ指数(WBGT)が高い日には、十分な呼吸ができなくなるリスクや
熱中症などの健康被害が発生するリスクがあるので十分な感染症対策を講じた上でマスクを外
す。

(9) 日常の消毒・清掃

イ 流水と石けんでの手洗いを励行し、手洗いができない場合は、手指用の消毒液で消毒を行う。

ロ 日常の清掃活動により清潔な空間を保ち、大勢がよく手を触れる場所は、清掃時に水拭きした
後、消毒を行う。

3 その他の感染予防対策

(1) 定期的な感染症予防対策の確認

イ 定期的にチェック項目を確認する。

ロ 地域の感染リスクが高くなった場合、児童生徒と職員全員でチェック項目を確認して、その取
り組みを改めて徹底する。

(2) 感染症教育の継続

イ 正しい知識を指導し、みずから進んで考え、行動できるようにする。

ロ 感染者や濃厚接触者等とその家族に対する差別・偏見、ワクチン接種の有無による差別・いじ
め防止のため、日常からモラル指導を励行する。

(3) 学校に関わるすべての人たちとの協力・連携した予防対策

イ 家庭との信頼関係・協力関係づくり

ロ 学校関係者、取引業者との予防対策

4 児童生徒・職員に感染者が発生した場合の対策

(1) 臨時休業や行動基準の判断

イ 新型コロナウイルス感染症については、学校保健安全法第20条に基づき、設置者が判断する。

※インフルエンザの対応とは違うので注意する。

ロ 判断には子供の健やかな学びを守ることを前提としつつ、医療機能への負荷を表わす地域の感
染レベル等を考慮する。

※新型コロナウイルス感染症が、インフルエンザと同等の対応になるまでは、もうしばらく時間
がかかると考えている。

(2) 発生時の迅速な対応のための体制整備

イ 休日も対応可能な緊急連絡体制の整備

ロ 体調不良者が発生した際は、迅速に情報共有し早期に対応する危機管理体制を作る。

学校への初期感染ルートは家庭内感染が主になっており、高等学校は広い地域から生徒や職員
が通勤・通学していることから、学校内で感染が拡大すれば、県内の広範囲へ拡大する可能性が
あるため、迅速な対応ができる危機管理体制が必要である。

(3) 感染者発生時の取り組み

イ 発症日、あるいは無症状であれば検査日を確認して感染可能となった日（その2日前から）を把握する。

ロ 感染可能となった日以降に登校していた際には、接触が考えられるクラスや部活などで健康観察の強化を周知する。

ハ 感染者にこまめに連絡を取って精神的なサポートをする。

参考：<https://www.pref.miyagi.jp/site/covid-19/yoseishindan.html#todokedetaisyousyaigai>

参考：<https://www.pref.miyagi.jp/documents/693/r40921.pdf>

ニ 濃厚接触者や「感染の可能性がある者」となり、自宅待機が必要になった生徒には ICT 等を利用した学校生活の継続を積極的に促す。

(4) 県の感染状況等のレベルと、文科省マニュアルの地域の感染レベル（行動基準）の関係

文科省マニュアルにおけるレベルは、新型コロナウイルス感染症対策分科会提言におけるレベル分類を参考にしつつ、地域のまん延状況や医療提供体制等の状況を踏まえ、保健福祉部と相談の上判断することとされている。（現在の地域の感染レベルは「2」）

地域の感染レベルが変更される際には、お知らせする。

(5) ICT等を活用した学びの保障

下記の通知を参照のこと。

イ 令和3年1月8日高第613号 新型コロナウイルス感染症対策としてのICTを活用した児童生徒の学習活動の支援について（通知）

ロ 令和3年3月2日高号外 高等学校等における遠隔教育の実施に係る留意事項について（通知）

ハ 令和3年8月26日高号外 緊急事態宣言の発令に伴う教育活動等の機会の確保について（通知）

ニ 令和3年9月10日高号外 まん延防止等重点措置への移行に伴う教育活動等への対応について（通知）

ホ 令和3年9月29日高号外 まん延防止等重点措置の解除に伴う教育活動等への対応について（通知）

ヘ 令和3年10月26日高号外 リバウンド防止徹底期間の解除に伴う学習活動等への対応について（通知）

ト 令和4年1月31日高号外 緊急特別要請に伴う教育活動等の対応について（通知）

5 生徒のワクチン接種について

(1) 接種に伴う出欠等の取扱い

学校においても、ワクチンの接種を希望する生徒が接種を受けやすい環境を整えることが重要であることから、以下のとおり出欠等の取扱いが示されていることを踏まえ、適切に対応すること。

イ 医療機関等においてワクチン接種を受ける場合の出欠の取扱い

児童生徒が医療機関等でワクチンの接種を受ける場合の取扱いについては、例えば、期日や場所の選択が困難であり、かつ、接種場所までの移動に長時間を要する場合等に、校長が「非常変災等生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた場合」に該当すると判断し、指導要録上「出席停止・忌引き等の日数」として記録することで欠席としないなどの柔軟な取扱いをすることも可能である。

ロ 副反応が出た場合の児童生徒の出欠の取扱い

副反応であるかに関わらず、接種後、児童生徒に発熱等の風邪の症状が見られるときには、学

校保健安全法第 19 条の規定に基づく出席停止の措置を取ることができる。また、発熱等の風邪の症状以外があった場合には、児童生徒や保護者から状況を聴取し、校長において適切に判断する。

(2) ワクチン接種に伴う差別やいじめの防止

接種を受けるまたは受けないことによって、差別やいじめなどが起きることのないよう、以下について生徒に指導し、保護者に対しても理解を求める。

イ ワクチンの接種は強制ではないこと。

ロ 周囲にワクチンの接種を強制してはいけないこと。

ハ 身体的な理由や様々な理由によってワクチンを接種することができない人や、接種を望まない人もいること。また、その判断は尊重されるべきであること。

(3) ワクチン接種後の感染対策

ワクチン接種による発症・感染予防効果 100%ではなく、接種後に効果が減衰していくことから、既にワクチン接種した教職員や児童生徒にあっても、感染症対策の実施は必要である。

6 今後の感染対策において特に留意すべき事項

(1) 学校教育活動全般に関する対応

県立学校でも継続的に感染が確認されている状況を踏まえ、国の衛生管理マニュアルに基づく感染対策を確実に実施する。

(2) 部活動における対応

イ 専門家の助言等を踏まえた感染予防対策を徹底した上での活動とする。特に、体調不良者が参加しない、3密回避といった対策は確実に行う。

※ 部活動場面の感染予防対策 ～専門家からの主な助言～

○体調不良時は活動に参加しない等、休むことのできる環境づくり

- ・体調不良や症状がある生徒や教職員は参加しない、参加させない。
- ・自己申告に加えて学校で健康チェックや体温計測等ができるようにする。

○感染予防の情報提供や情報を迅速に共有する体制づくり

- ・感染を予防するための情報収集・提供を積極的に行う。
- ・県内の流行状況を踏まえたメリハリのある活動を検討する。
- ・感染や感染が疑われる仲間の身体的・精神的なフォローアップを行う。

○トレーニング室における感染予防の再徹底

- ・換気を徹底する。
- ・対人距離の確保に努める
- ・できる限り会話を控える。

○活動の前後の予防対策の徹底

- ・着替え時や部活動の開始前と終了後等、共用エリアの利用に当たっては、マスクの着用を含めた感染対策を徹底する。
- ・見学する生徒にはマスク着用を徹底する。
- ・屋内でマスクの着用ができないときは距離を取り、会話を控える。
- ・集団での飲食の場面では、感染対策を徹底する。

○他校と練習試合を行う場合の留意点

- ・参加校や参加生徒が含まれる地域及び近隣地域の流行状況を確認する。
- ・感染リスクに注意するなど、危機管理体制を確立する。
- ・感染拡大の恐れがある場合においては、活動を自粛する。

ロ 大会や練習試合等については、主催者や競技団体等の作成するガイドランの遵守はもちろんのこと、バスでの長距離移動や、飲食等を含む団体行動による感染リスクの排除を徹底した上での参加とする。

※ 大会や練習試合等の団体行動時の留意点

- 児童・生徒，同居のご家族も含め，出発前の健康観察を徹底。また発熱・体調不良の場合，参加は取り止める。
- 団体行動を開始するにあたり，参加者の健康チェックの結果を児童・生徒同士や教員と共有する。
- 体調不良等で参加出来ない可能性を考慮してゆとりのあるスケジュールや行動計画を作成する
- 団体行動中は，屋内でのマスク着用を励行し，特に，飲食時や入浴時，就寝時でのマスクを外す必要がある活動の場面においては，お互いの会話を控える。
- 身体活動を伴う大会や試合等ではマスクの着用は必要ない。
※各競技団体のガイドラインに従うこと
- 旅行中の感染防止対策（感染予防の行動，手洗い・手指消毒）の事前指導を徹底。
※大音量のBGMは大声での会話を誘発する可能性があるので，注意。
- 旅行中も朝・夕の定期的な検温を実施。体調不良者の発生等の場合には速やかに隔離・看護を行い，滞在先の自治体が提供する医療機関リスト等を参考に医療機関の受診を考慮する。その上で，学校と事後の行程と対応を協議して検討する。
- 貸切バス等では，換気機能を最大限に作動，安全を最優先にしつつ窓の開放も併用，マスク着用の遵守，座席の間隔の工夫等の配慮を行う。

旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第5版）を参考に一部改訂

（3）部活動の準備や更衣等，マスクを外す場面への切り替えの作業時も，マスクの着用を徹底すること。また，マスクを外さざるをえない場面では，向かい合っでの発声の回避等に特に留意すること。